

平成27年度第2回木更津市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

○開催日時：平成28年3月23日（水） 午前10時30分から午後12時10分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階会議室1

○出席者氏名

審査会委員：鬼形むつ子、清水幸雄、白石哲也、山田次郎

木更津市：総務部長 久良知篤史

（事務局）総務部総務課 高岡課長、山口副主幹、青木主任主事、岡部主事、磯村事務員

○公開非公開の別：公開

○傍聴人の数：0人

○会議の内容

山口副主幹 お待たせいたしました。定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、事前に送付させていただきました資料の確認からさせていただきますと思います。

・次第

・改正後木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領

・木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領改正文

・木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領新旧対照表

・対照表（情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく処分に係る審査請求における審査会の審理手続）

・木更津市情報基本条例（全文）

・木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則（全文）

・木更津市情報公開条例（全文）

・木更津市個人情報保護条例（全文）

以上を事前に郵送にて送付させていただきました。それから、本日配布させていただきましたのは、

・改正後木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領（差し替え）

・木更津市の情報公開及び個人情報保護条例に係る処分とそれ以外の処分における審査請求（図）

以上を机に配布させていただきました。事前配布も含めまして、資料等漏れがございましたら、お申し付けください。それでは、はじめさせていただきますと存じます。ただいまより、平成27年度第2回木更津市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

はじめに、久良知総務部長より、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

久良知総務部長 皆様、こんにちは。総務部長の久良知でございます。本来であれば、渡辺市長からご挨拶を申し上げるべきところでございますが、本日は所用により、あいにく、出席することができないので、代わりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、情報公開・個人情報保護審査会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様には、日頃より、市政各般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

行政不服審査法が平成26年に全面的に改正され、審理手続きの公正性及び透明性の向上を目的とした新制度が、本年4月1日から施行されます。

改正法においては、審理員による審理手続きが導入され、審理員による審理後、新たに設置される木更津市行政不服審査会への諮問・答申を経て、裁決を行うこととされています。

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく審査請求に係る審査につきましては、条例の改正を行い、引き続き本審査会に行っていただくこととしております。

そのため本日は、改正行政不服審査法の趣旨を踏まえ、本審査会の審議要領の改正について、ご審議をお願いいたします。

皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、今後とも、本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適切な運用のため、ご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

山口副主幹 ありがとうございます。なお、久良知総務部長は、公務により、ここで退席させていただきますので、ご了承下さるようお願いいたします。

それでは、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となる、と定められておりますので、以後の議事進行につきましては、清水会長にお願いしたいと存じます。

清水会長、よろしくお願いいたします。

会長 規定によりまして、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。始めに、本日の出席者の確認ですが、何名でしょうか。

山口副主幹 本審査会の会議は、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。審査会の委員定数は5名、本日出席委員4名となっております。

会長 わかりました。本日の出席者は4名です。委員の過半数が出席されておりますので、本日の審査会は成立いたします。最初にお諮りいたしますが、本審査会を公開することとしてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 ご異議ございませんので、本審査会を公開することといたします。議題に入る前に、連絡事項ですが、委員の皆様の中、もし会議中に退席されるという方がいらっしゃいましたら、私に退席前に一声かけていただきますようお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

青木主任主事 私より木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領の改正についてご説明させていただきます。本日の議題となっております、木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領の一部改正でございますが、来月1日から施行される行政不服審査法によって、審査請求制度がどのように変わったのか、また本市における情報公開条例や個人情報保護条例に係る審査請求があった場合はどのような手続となるのかについて、全体の枠組みをご説明させていただいた上で、本題に入らせていただきたいと思います。

まず、本日お配りいたしました資料「木更津市の情報公開及び個人情報保護条例に係る処分とそれ以外の処分における審査請求」をご覧ください。

こちらにつきましては、本市の情報公開条例、個人情報保護条例に基づく不開示決定などの処分における審査請求があった場合と、それ以外の法令や条例などに基づく処分における審査請求があった場合とで、裁決までの過程の違いについて比較した図となっております。

資料右側の図でございますが、情報公開条例、個人情報保護条例に係る処分以外の処分すべてがこの審理手続になるということではございません。

今回は、情報公開条例、個人情報保護条例に係る処分との比較で分かりやすくするために、それ以外の処分としておりますのでよろしくお願いいたします。

情報公開条例、個人情報保護条例以外の処分の場合は、審査庁から指名された処分に関与していない審理員が、処分庁へ弁明書を求めたり、審査請求人や参加人からの主張や証拠資料の提出を受け、争点を整理した上で、審理員意見書を作成し、それを受けて木更津市行政不服審査会に諮問をし、答申を受け、審査請求人に対し裁決をするといった手続となっております。

これは、改正前の行政不服審査法において、審査請求の審理を行う者についての規定がなく、処分に関与した職員が審理手続を行うことも排除されていなかったため、審理手続の公正性や透明性を高めること、審理員が行った審理手続の適正性をチェックし裁決の公正性を確保するため、行政不服審査会への諮問を義務付けているものでございます。

一方、資料左側の図でございますが、情報公開条例、個人情報保護条例に係る処分における審査請求があった場合には、本審査会に諮問しなければならないと木更津市情報公開条例第18条及び木更津市個人情報

保護条例第24条で規定しております。

改正された行政不服審査法において、条例に基づく処分について、地方公共団体に設置される附属機関などが諮問を受けて実質的な審理を行っている場合など、例えば、本市の情報公開条例、個人情報保護条例に係る処分における審査請求については、本審査会が実質的な審理を行っておりますので、そういった場合には、条例に審理員の適用をしないと定めることによって、図の右側の審理手続ではなく、従来通り、本審査会での審理手続としております。

審理員の適用を除外できる理由といたしましては、行政が保有している個人情報の性質から処分の適法性や妥当性を判断することが可能であり、審理員による審理の必要性が小さいことや、イン・カメラによって直接、不開示決定等の処分に係る情報を見分して判断することができ、審理員制度を適用すると簡易迅速な手続が阻害されるためとされております。

その点を考慮した上で、昨年10月に木更津市情報公開総合推進審議会に諮問をし、答申を受けて、昨年の12月議会において本市の情報基本条例、情報公開条例、個人情報保護条例を改正し、情報公開条例、個人情報保護条例のそれぞれで、審理員の適用を除外とする規定をしております。

以上を踏まえ、今回審議していただきたい内容といたしましては、資料左側の太枠内の部分、情報公開条例、個人情報保護条例に係る処分における審査請求があった場合に、審査会の審理手続として規定されている木更津市情報基本条例、木更津市情報公開・個人情報審査会規則、そして今回の議題でもございます木更津市情報公開・個人情報保護審査会要領、その3つと改正された行政不服審査法を比較しつつ審査会審議要領の改正要点についてご説明させていただきたいと思っております。

事前に郵送でお送りさせていただきました資料「対照表」をご覧ください。

一番左の列が木更津市情報基本条例で、下線部分は昨年12月議会で改正した箇所を示してございます。左から2列目が木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則、左から3列目の太枠で囲んである列が、現行の木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領、一番右側の列が、改正された行政不服審査法の審理手続と本審査会での審理手続とを比較した上での、審査会審議要領の改正要点を記載してございます。

まず対照表の1ページ目の一番左の列、木更津市情報基本条例第21条の審査会の調査権限についての規定ですが、情報公開条例等の不開示決定などの処分の適法性や妥当性について、迅速かつ適正な判断を可能とするための、いわゆるイン・カメラ審理やヴォーン・インデックスの規定がされております。それを受けて、左から3列目の太枠内、審査会審議要領第2条第1項で、基本条例第21条で提示された情報をもとに審査を行い、それ以外に審査会が必要と認める場合に実施機関に対し理由説明書の提出を求め、提出があったときは、理由説明書の写しを不服申立人に送付し、その不服申立人に対し意見書の提出を求めると、同要領第2条第2項から第4項までに規定しております。

改正された行政不服審査法における審理手続では、審理の公正性の確保という観点から、反論書や意見書などの主張書面を、提出した者以外の審査請求人や参加人についても、その主張書面の写しを送付し、適切に反論の機会を与えることとしております。

審査会要領第2条第2項の理由説明書、同条第3項の意見書の写しの送付の対象について、提出した者以外の者への送付を限定しているという理解ではございませんが、参加人など利害関係のあるその他の関係人についても理由説明書や意見書の写しを送付し、主張する機会を与えるべきではないかといったところが改正要点でございます。

会長 一旦ここで区切りましょう。何かここまでで質問等のある方はいらっしゃいますか。要するに条文の数の問題を除けば法と合わせるところは請求人以外の参加人とか関係者に対して通知をするということですね。

青木主任主事 はい。

会長 相当な期間とはどれくらいを想定していますか。

山口副主幹 この度の行政不服審査法の改正では国から逐条解説、審理マニュアルが作られておりますので、これらを確認した上でご回答させていただきたいのですが。

会長 請求人は、自分が請求をしてそれに対する処分がある。ある程度来ることは予測していますよね。ところ

が、参加人が補助参加したいといっているので入っていても良いかもしれませんが、その他の関係人が入ってくるというのがよく分からないので、場合によってはこれによって不利益を受けるかもしれないという人に対して処置をするか。ですから1週間という場合ですと、対応ができないということもありうると。

青木主任主事 行政不服審査法の審理マニュアルには、反論書、意見書等の提出期限は2・3週間程度の期間を設定することが考えられると。

会長 それが審査請求人とか、参加人であるとか範囲がしっかりしていればそれはそうかもしれませんが。その他の関係人というのはどの範囲でしょうか。改正法よりも範囲は広いですね。つまり審査会としてはどなたに対して通知しなければいけないのか、あるいはいつまでにしなければならぬのかという判断を迫られるので。もちろん個別具体的なケースによって違うとは思いますが。

山口副主幹 青木が申し上げましたとおり、国のマニュアルにはそのように記載がされております。また、会長仰るとおり、改正行政不服審査法より幅広く相手方あるいは関係人を規定しているように見えるのですが、参加しなくても会長仰るように利害関係を有する者というのが仮にいた場合、その人を含むというようにみえてしまう。その場合におきましても、これも会長ご指摘いただいたとおりなのですが、事案と相手方にもよるのかと思います。そうすると標準的な考え方からすると訴訟等でも概ね次回期日は1ヶ月ということが多いものでございますから、2・3週間ないしは1ヶ月というのが一般的になってくると。

会長 そうすると、審査会としては次回期日等を勧告して、次回までに出してくださいねという形でよろしいということですね。

山口副主幹 内容によってくると思いますので、次回期日の前までに頂かないと審議の方針が立てられないような複雑な事案も可能性としては想定されますし、場合によっては、相手方が法人である場合ですと、しかるべき期日というのはもう少し短めでも構わないのかもしれませんが。差別ではなく区別という意味ですけれども、請求者が個人であってなかなかというような場合には、一定の期間を設けてあげるとか、これぐらいはどうですかとか実態的なやり取りがあってもしかるべきかと。

会長 行政不服審査と比較すると、行政の場合には、専門の職員が審理員をやりますよね。その審理員はいつでも、毎日事案について判断できますよね。ところが審査会で判断するということになるとう頻繁にやっても月1回、先生方の予定を調整するのなかなか難しい。そこで期日の決め方というのが法律と同じでいいのかなと。

白石委員 その利害関係人という判断は、会長仰るようにその範囲がよく分からないのですが、そこをもう一度ということ、どう想定しているのか。

会長 4項はそれなりの人が出てきたら、こっちはどうしなければならないという規定だから具体的な人が目の前に出てきているのですよ。3項は唐突に出てくるものですから。一応想定しているケースというものを上げていただけますか。

例えば普通の情報公開請求であれば、請求があったときに請求対照文書の中に第三者情報が入っていると。この場合には第三者に意見を聴くことができると書けばいいですね。だけど審査会まで諮った場合に、そこまでの段階では第三者は出てきていない。それで不開示だといったら不服申し立てがあった。そうすると関係者らしき人を探して通知しなければならないという話になりますか。

白石委員 訴訟手続きなどもそうなのですが、決定で決めていく手続きは範囲を限定しておかないとわけがわからなくなってしまう部分があるのですよ。参加人って自分が参加していれば範囲がわかりますが、利害関係人はこっちが探して、いったいどこまでなのかって。決まっていればそれがいいのですけど。

会長 4項はわかるのですよ。実施機関に送付するといっているのですから。ところが3項は。

白石委員 わからないと思います。手続き違反で負ける可能性もありますよね。利害関係人に通知しないというのが手続き違反といわれる可能性が。だからどういふことを想定しているのか明確に定義してあげば。

山口副主幹 「その他の関係人」を含んだ定義というのは、情報公開条例と個人情報保護条例に当初からございまして、そこの解説では、もちろん参加人というのは行政不服審査法の参加人ということで利害関係人たる第三者をいうとあります。それを含んで利害関係人、これも解説ございまして「不開示決定等の処分に関して審査請求人又は異議申立人と利害を同一にする者又は相反する利害関係を有するものであって当該処分

の取消し又は変更により不利益を被るものあるいは利益を受けるものをいう」というのを含みますという解説が従来からあります。

会長 それは「できる規定」の中で書かれているものでは無いですか。

山口副主幹 改正によって条がずれているかもしれませんが、審査会の調査権限なので第22条になりますが、第4項で「第2項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立人、参加人、諮問実施機関又はその他の関係人これらを含めて以下「不服申立人等」という。」とあり、その他の関係人を含めてそれらの者の出席を求め、その意見、理由若しくは説明を聴き若しくは必要な資料の提出を求めること、又は参考人に陳述若しくは鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。」という規定。この中に「その他の関係人」というのが入っている。ここだけを見ると「その他の関係人」というのは、処分に際し参考となるような専門家の意見であるとか鑑定人の意見だけのようにも見えるのですが、解説では鑑定の話も出ていますので、技術的専門家や学識経験者などもこれにあたるとあるのですが、先ほど申し上げた解説もごさいます。

白石委員 今会長仰ったようにこの規定は「できる。」で終わっていますよね。だからしなくても違法性は無いですよ。この改正案は「するものとする。」と断定的になっているから、やらないと違法性が出てくる可能性がある。ただ語尾が少し違うので。

会長 この要領には、審査会そのものがどのように動いたら良いかと権限がはっきりしなかったわけですよね。審査会の権限を決めるというものだと思うのですよ。「審査会は、こうしなければならない。」というように見えますよね。

山口副主幹 要領第2条第3項ですよ。

会長 そうです。先ほど申しましたように第4項はいいですよ。

山口副主幹 そうしますと、第3項の審査請求人の参加人に対しては送ると断定しても。

白石委員 それならわかります。

会長 構いません。

山口副主幹 その他の関係人については「できる。」にしておかないと厳しかろうと。

会長 後で送らなければならなかったというのが困る。

山口副主幹 利害関係人を広く捉えてしまうと、広く捉えた利害関係人というのをこちらが探さなければならぬのかという部分が出てきます。

会長 例えばその他審査会が必要と認める者に対してとか

白石委員 できる規定にしておかないと。

山口副主幹 そうすると第3項は2段書にしましょうか。一旦本文ではその他の関係をとった本文にして。

会長 2段書でもカッコ書でもどちらでもいいですよ。

山口副主幹 ありがとうございます。

会長 この問題は、詳しく書かなくても要領ですからこのような意見があつてこう対応するとでも。

山口副主幹 時間内に対案をお示しできると思います。

会長 そうですか。わかりました。ここに拘っていても時間が限られていますので、次に進みましょうか。

山田委員 一番問題となったのは、その他の関係人の範囲というのが明確になっているかどうかということですよ。結局その範囲を明確にできないのでその人たちに対しては送っても送らなくてもどっちでも良いような文にしようということで落ち着いたと理解してもいいのですか。

会長 審査会は送ることができるとしておかないと困るのではないかという議論です。

山田委員 先ほどの説明からすると、機会を確保しておこうということですよ。であれば送らなければならぬとしておかないと、送るほうの裁量にした場合、機会の確保につながらないのではないと思うのですが。

会長 見える関係人と見えない関係人がいるのではないですか。

山田委員 それは運用規程か何かで定義してもやっぱり出てくるから、自分は関係人だと思っても除外されたとするのはどう限定してみても入ってくる危険性というのはあると思うのですよね。その危険は…

白石委員 ただできる規定であれば送らなくても違法性は無いわけですよ。今言ったように断定してしまうと、

もし送らなくて自分は利害関係人だという人がでてきたら、送らなかったから違反じゃないかとなってしまいますよね。

山田委員 先生そう仰いますけど、こっちの都合で左右できるような条文にしてしまうというやり方が良いのかって。

白石委員 都合というのではなくて、基本的には入れるということは送るということを前提にしていますけど、もしもよく分からない人に送らなかった場合に、違法ではないといえるようにしておかないといけない。

会長 山田先生のご意向ですと、今の情報公開条例の運用そのものが、例えば請求情報に第三者情報が入っているという場合に、意見を聴くという場合もありますし、聴かないという場合もあります。これは行政庁の裁量に懸かっています。そこと整合性が付かないのでは。情報公開条例が、例えばかずさ法律事務所に関する情報を出せと請求がきた。その時にかずさ法律事務所の意見を聴くか聴かないかというのは行政側の裁量に任されているというのが現行条文です。必ず聴くということにはなっていないのですよ。行政庁の側でこれは出しても大丈夫だと、裁量を出すべきではないと判断できれば当然のように第三者に聴かなければならないということになります。

山田委員 それを考え始めると話が広がってしまうので問題なのですが、その前の書類の提出を求めるものとするというのが問題だと私は思うのですけれども、じゃあいわれた方は必ず出さなければならないのではないかと思うのではないのでしょうか。これこそ出してもし出さなくても良いという条文にしておかなくてはいけないと思うのです。送る方はお知らせする、機会を与えるということなのだから、意見を聴くか聴かないかは別にして知らせた上で意見が無いのであればそれで構わないと思うのです。送るほうはきちんと送るとしておかなくてはならないのではないかと。

白石委員 範囲はどうやって決めるのですか。

山田委員 だからそこは問題なのだけれども。範囲をどう決めるかという問題はあるのだけれども、手続きが違法ということでは困るということですよ。

白石委員 分からない人を、例えばあの人もしれないというのを全部探さなければならないのですか。

山田委員 さっきの説明からするとそういうことです。誰に利害があるかというのを判断し、それについてはやらなければいけないし、それに落ちたときに自分に言う機会が与えられなかったということであればそれはそれで聴かなければいけない。手続きを違法にしまう。違法を無効にするのかという話もあるのかもしれませんが、だからじゃあ知らせないという形を残しておこうというのはこちらの都合ばかりいっているように思います。

白石委員 それはそうだけれども、行政不服審査法でも関係人という言葉が入ってないので。もともと他の手続きの不服審査とか、そうすると審査というのは訴訟と同じだから誰が当事者なのか範囲がはっきりしないと審査できなくなってしまう。だから必要に応じて参考人を呼ぶのは自由だけど、へたすると当事者になるのですよ。当事者に準ずる立場を認めることになってしまう。

山口副主幹 ちょっとだけよろしいでしょうか。現行の要領では不服申立人にだけ送付するというルールになっている。ですから参加人は書いていないという状況です。ですが今回事務局で提案した案が言うならば広すぎたので。少なくとも現行は狭いし、参加人までは法も広げたしあわせても良いのではないかと。加えて公開条例、保護条例はさらに広げてその他の関係人まで入っている。もちろんこれはご指摘のとおりできる規定なのですが、広げた部分も「できる」で広げてしまっているんで、少し勢い余りまして今回ご提案したのが、広げた部分までも送るという案にしてはいかがでしようとしすぎってしまったものですから、山田先生ご指摘のとおりそこまでやればもちろんいいのかもしれませんが、広げた部分については「できる」にしておいてご勘弁いただいているというのもございますので、この審査会の要領だけがそこまでやらなければいけないという義務にするのは、事務局の提案としては行き過ぎたかもしれません。法もそうですし、条例でも義務を課す場合には範囲を確定して、それこそ参加するという意思表示をしたうえで参加をするという方々までで、それ以外の方々につきましては所謂今問題となっているところ「その他の関係人」となっているところ、利害関係が間接的にかか見えない部分にある方とかこれらの方々は自分で手を上げることもできますし、最悪それが別の手続きの中でしか救済されないときには国賠とかの事後救済でしかないの

かもしれませんが、そういった方向での権利確保ができる方法を除外しているわけではございませんので、審査会の中のルールでは今まで不服申立人にだけ理由説明書を送らなければいけないという規定だったものをもう少し広げるべきでしょう。そういう意味では参加人まで、事務局の提案が広すぎました。その他の関係人まで広げようとする理想としてはそういった方々にも送れたら良いというのは皆様一致のご意見だと思いますので、そうだとでもそこはできるよという規定に留めといて、義務として送らなければならないというのは、審査請求人と参加人までは送ることにしましょう。それ以外の人は把握できていないとするのであれば、それは「できる」と、送っても良いという規定が限界ではないかということがお話だと存じます。いずれにしても事務局の提案が勢い余り過ぎているというのが否めません。ですので後段部分は無くても良いぐらいです。義務を課するのは参加人まで。

山田委員 事務局として結論をどう考えているのですか。その他関係人までは送っても送らなくても良いと考えているのか、行政不服審査法でそれは入っていないから削ろうと考えているのかどちらなんですか。

山口副主幹 事務局としては、まだお話していないのですが、私は削ってしまって良いと思っています。

山田委員 確かにその方がすっきりはしますよね。

山口副主幹 審査会としての内部ルールですので、審査会としてはそこまでは送る。書いていないからといって送ってはいけないということにはならないです。

山田委員 話が長くなりそうなのでこれぐらいで。私はまだすっきりはしていないのですが。

会長 自治体のよっては意見陳述の申出があるのですが、例えば私が請求をしてそれに対して支障のあるという場合、清水の意見だけでは十分ではないとして援軍が出てくるわけです。請求している理由と拒否理由を公開するのは私の自由ですから、こういう請求をして木更津市はこれだけしか見せてくれなかったと、それに対してそれはおかしいという援軍が後からいっぱい出てきて、私も意見を言いたいという人が出てくるわけです。それは関係人ですよ。参加人という方が出てきてくれればいいんだけども反対する期成同盟みたいなものが出てきて、何千人単位で出てきたときに誰が関係人に当たるのかという判断はなかなか難しいとは思うので、そういうときに義務付けしてしまうと。

山口副主幹 厳しいですよ。

会長 もう少しオブラートに包んでいただければと。3項は内部的にどちらに通知しなければならないかという話をしているだけなので。

山口副主幹 提出を求めるということを義務付けていますので。

山田委員 こっちの義務付けはなくなるけど、相手には義務付けるわけでしょ。それで良いのかというのが気になります。

山口副主幹 そのように見えますが。

会長 求めるですから、こちらの義務です。

山口副主幹 提出義務は無いです。

会長 この要領で義務付けはできませんよ。

山田委員 提出してくださいと書くわけでしょ。こちらの書類に。提出をしろって読みますよね。

山口副主幹 仰るとおり相手方は義務に近いように受け取ると思います。どちらに義務を課すかというのは我々が条文を作成するときに必ず習うところなわけですけれども、どちらに義務付けをするかで変わると。それこそ会議公開のときはかなりやりましたが、権利義務にしないように書くというときに、これは提出を求める側に義務が課されているので、求められた側に提出義務は無い。

山田委員 これはそういう意味での文章の構成なのですか。

山口副主幹 ただ実態は仰るとおりだと思います。役所からそう来れば出しますから。

白石委員 自分が申し立てたり、参加した人ですから、出して下さいといわれたら仕方ないのではないですか。

参加人もそうだし、そもそも審査請求した人は自分から能動的に手続きを進めてくださいと申し立てたわけですから再反論してくださいといわれたら仕方ないのではないですか。全然関係ない人が意見を言えといわれているわけではないのだから。

山田委員 理由説明は確かにしなければいけないのでしょうけど、それに対する反論があった場合に再反論する

のかどうかというのは義務では無いのでは。

山口副主幹 仰るとおりです。

白石委員 義務では無いです。だけどそれはしょうがないのでは。

山田委員 そういう意味での文章と理解しているということであればわかりました。私としてはこの形式に納得はしていませんけど、そういう意味合いで作っているということであればしょうがないですね。

山口副主幹 対象者の話をしていますので、その他の関係人まで含んでしまうのはいきすぎではというお話は先ほどいたしましたので、その部分は削らせていただくということで。それで「できる規定」は削る方向でよろしいですね。

会長 このままではつらいということです。

山口副主幹 わかりました。それでは改正案のご説明のときに修正した文でご説明いたします。

会長 では次の話を。

青木主任主事 続きまして、対照表の2ページ目の一番左の列、木更津市情報基本条例第22条第1項ですが、こちらは、審査請求人等（基本条例第21条第4項の審査請求人、参加人、諮問実施機関その他の関係人という）からの申立てがあった場合に、口頭意見陳述の機会を与えようとする規定でございます。これを踏まえ、左から3列目、審査会要領第3条第1項ですが、本条につきましても、不服申立人等に口頭の意見又は説明を述べる機会を与えております。

また、左から2列目の審査会規則第4条で、書面による口頭意見陳述の申出について規定しておりますが、審査会要領第3条第2項及び第3項においても、書面による口頭意見陳述の申出の規定をしております。

さらには、審査会規則第5条で、参考人や補佐人の付添いの申し出を規定しております。こちらにつきましても、審査会要領第4条において同趣旨の規定がされていると考えられます。

以上のことから、審査会要領において、基本条例及び審査会規則と同趣旨の規定がされているのではないかと、といったところが改正要点でございます。

会長 ご意見等がございましたら。今の運営要領と重複していると。

山口副主幹 そうですね。制定当初はあいまいな部分も含んだ、もともと法もそうだったので、申し上げましたとおり、ほぼ重複していますので、削ってしまってもこれまでどおりの運用ができますので。

会長 ほぼというと。

山口副主幹 失礼しました。要領には書いていないことも条例、規則にはありますので、要領で、条例、規則の穴を埋めなければならないところはないということでしょうかという趣旨でございます。

会長 ただ、第3条を全てとってしまうと、法が適用されるという話になり、審理員の関与というのはこっちにも入ってしまうのでは。

山口副主幹 言葉尻を捉えるようで申し訳ないのですが、審理員は条例で除外していますので、仰る部分は審査庁に係る条文がかかってしまうということでしょうか。それは法の造りからしますと除外できませんので、法はこの要領では上回れませんので、条例で委ねた規則について、法が条例で審理員を適用除外にした場合、審理員を審査庁と読み替えるという条文がございますので、これは会長仰ったとおり及んで参ります。ただご承知のとおりこの場合の審査庁というのは、処分が市長ということであれば審査庁も市長になりますので、審査庁の事務局も結果我々ということになりますので。

会長 私は同じ文書であっても、書いておく意味はあると思うのだけれども。

山口副主幹 仰るとおりそういうご意見もあるかと思えます。

会長 補佐人の口頭意見陳述なんか審理員にという規定があるじゃないですか。それを我々が使わなくても勿論良いのだけど、法の規定を読んでいくと何となく適用あるじゃないかという気がするのですよ。

山口副主幹 審査会が主でやるというのは要領に規定があるので。

会長 それは当然できるとして。

白石委員 もうこの書式は要らないということですか。

山口副主幹 書式ですか。

白石委員 読むと色々なことがここには書いているわけじゃないですか。



山口副主幹 今白石先生が仰ったのは左から2列目のところですか。ここは規則なので引き続き残ります。この規定があるので例えば2列目の第3条第2項「前項の申出は書面によるものとする」と書いてございますが、先生仰ったところの「別記第1号様式で提出しなさい」と書いてございますから2項は丸々あるので規則に規定があるじゃないですかと理解したので重複しているというお話。それから第3条第1項に戻りますけれども申し出があったら機会を与えなさいという規定は一番左の条例に「意見を述べる機会を与えなければならない」とありますので、表現は少し違いますけど同様の規定があるので、その意味で重複しています。3列目の第3項のところには予定時間とかの少し細かい部分を予め書面に書いてもらって時間を審査会として決定しますということがあるのですが、左から2列目の第4条各号をご覧くださいと、例えば第4号の陳述に要する時間についても既にルールがございますので、同じことでは無いでしょうか。唯一この第3条第3項で「審査会はその内容により陳述させる時間を決定する」とある部分については条例、規則には書いていない部分になるので、内部ルールとしてそうするということには勿論意味がある。削る案をご提案しているので、削ったらどうなるのかということですが、規則の第4条でこういう書面で申出がされますから、審査会は運用の中で当然時間を決定するのだということで対応は可能ではないかということでご提案をさせていただいたものでございます。

会長 今の説明をお伺いした限りでは、時間に関する規定が無いので、あるいは同種の申出がされたときの対応について規定を作っておかないと困るのではないですかというものですがね。

山田委員 聴かないというゼロ回答ができるのであれば、その中間の条件を作っておいたらどうですか。

山口副主幹 今ゼロ回答と仰ったのは条例第22条第1項ただし書ですね。

山田委員 条例にそうあるのだからその中間もできるという条件をつけておけばいいのではと。

山口副主幹 とすれば削除しなくても運用できるということですかね。

山田委員 削除して条件をつけることができると思えばいいのでは。

山口副主幹 そういうことですね。

会長 質問ですが、法では補佐人というのはどのような立場の人になるのですか。

山口副主幹 逐条をそのままお読みしますと。

会長 許可ということが出てくるので、許可基準みたいなものはあるの。例えばそういうところについては審査会に裁量の余地はあるのか。

山口副主幹 ただいま該当箇所を探しているのですが、参加人との比較で申し上げますと、違う審査基準がございまして、冒頭の質問、補佐人についてはご承知のとおりで釈迦に説法ではございますが、援助する者ということなので事実上の原因に限らず、法律上の原因についても陳述が可能ではないかと。訴訟等と変わらないというのも。

青木主任主事 審理員マニュアルの中では口頭意見陳述の申立人が外国人である場合に申立人の陳述の補佐をする場合や申立人が法人である場合には当該法人の経理担当者だとか。

会長 外国人の場合は通訳じゃないですか。独自の意見を言うことがあるじゃないですか。

青木主任主事 審理員マニュアルには、補佐人の帯同を許可する場合には、審理員の判断に委ねられるが申立人の精神的、身体的状況等から判断して審理を進めることで適当と認められる場合には補佐人等の帯同を当然に許可するべきと考えられるとしか書いてございません。

山口副主幹 とすると精神的、身体的状況等から判断してということですので、参加人とは違う基準になっていると。参加人のほうに行くと。

会長 手話通訳なんかも入りますか。

山口副主幹 現実の訴訟でも手話通訳の方がいるのを傍聴したことがあるので、入るでよろしいかとは思いますが。

会長 通訳されるのですか。

白石委員 たぶん違うかもしれません。

山口副主幹 では補佐人では入ってなかったのかもしれませんが。

会長 私も分かりませんがね。

山口副主幹 私も傍聴しただけなので。

会長 通訳が補佐人ということであれば入ということで、参考人はどういう人かと。

白石委員 もう少し専門知識を持っていたり、アドバイスができる立場にある人。

会長 情報公開の請求であれば、一般市民の方で、

白石委員 代理という規定は別にあるのですよね。

山口副主幹 はい。そうすると区別は結構難しいですね。

会長 さっきの話に戻るけど補佐人の選任ができるということが今回のスタートですよ。誰が補佐人と考えられるのかと。いずれにしても実際の運用をするまで時間がかかりますから、第3条については形を残したままにするか、原案のとおり削ってしまうということにするか。

山口副主幹 山田委員のご意見も踏まえたら、中間というご意見もいただきましたので、現行の3項の後ろの部分というのは意味があるということですよ。少なくともここだけは書く意味があると。

山田委員 それを含めての色々な意味があるので、形にしておけばと。

山口副主幹 残すと。

山田委員 残すとか残さないとかではなくて、条件を付けることができるかと左のほうにしておけば。

山口副主幹 条例のほうですか。

山田委員 そうそう。3列目は削って、ただし書のところにゼロ回答ばかりではなくて中間も入れたという。

山口副主幹 条例改正も視野に入れて。

山田委員 条例なの。手間とかは考えていなかったからそういう形でやればいいのかと思ったのだけど。どっちが簡単なのかとかは全く考えてなかった。

山口副主幹 先生仰ったとおりゼロ回答がありえるのだから、中間もありえるだろうという前提で受け取ったのです。そうだとすれば審査会の要領で書いたって良いじゃないって。書いて条例違反にならない範囲で、運用として条例の枠内で若しくは規則の枠内でゼロ回答がありだから、中間もありで決定権があるでしょと書くのは権限の範囲内ですよ。

山田委員 それはまた違うような気もするけど。

山口副主幹 そうですかね。

山田委員 だからここに入れるべきかと。

会長 少なくとも審査会としては、当事者からの申出で悩ましいケースが出てきたときにディフェンスができる条文にして欲しいとは思いますが。

山口副主幹 そういう意味では条例ですかね。

会長 いやいや。それはまあそうなのだろうけど書いてないものはしょうがないじゃないですか。

白石委員 一人の人でも3時間とか4時間とかたらたら意見を言いたいという人が出てきたら拒むでしょ。

山口副主幹 そうです。

白石委員 わけ分からないこと延々と言う人はいるから。それはどこかで制限できるようにしておかないと。

山田委員 そういう意味で一番簡単なのは残しておくということですか。

山口副主幹 訴訟などでもそうかもしれませんが、指揮権みたいなものは自然発生的に生まれますよね。審議上必要が無いものについては切れると。

会長 ある政党の議員さんが開示請求をして、色々理由を言っていたのですがみんな書いてあるじゃないですか。ところがその後専門家を呼んできて、補佐人の規定も何にもなかったのですが、どれくらいですかと聞くと誰先生と誰先生と誰先生と思いつきそうな人がたくさん出てきたものですから、規則が無いのです、予定しておりませんという返事したらそんなことありえないというものだからあなたが作った条例ですかと返事をしたことがありますね。ただそれで断れるケースと断れないケースというものも当然あるわけで、断らずに色々な意見を聴くべきだと思うのですよ。ただこちらとしては断るときに何の根拠もなしに断ることは言いにくいものですから。現行の第3項はそのつもりで作っていると思うのです。

山口副主幹 それはよくわかります。ちょっと乱暴に申し上げると、第1項と第2項は条例、規則とだぶっているから削ってしまうともいうところが話のスタートで、第3項についてはこの部分は意味があるという

ころは認識した上でのということですので。

会長 ですから規則の第4条の第4号に関してさらに細則があるという意味での要領第3条ですよ。山口副主幹 そこに特化して、第1項、第2項については重複ですので削ってしまって、規則第4条の申出があったときにはその内容に応じて陳述する時間を決定するという旨のものにしてもよろしいですか。

会長 では次に。

青木主任主事 第4条も重複しているのですが。

会長 どこも重複していますか。

青木主任主事 規則の第5条です。対照表の2頁です。

会長 規則で言うところの参考人と、要領の補佐人というのはどう違うのですか。

青木主任主事 規則の参考人等の意味をこちら考えて、参考人と補佐人というのは同一ではないと。参考人に補佐人というのが包含されるのではないかと。

白石委員 補佐人というのは鑑定人に近いイメージですかね。所謂事実を述べる証人ではなくて意見を述べるということなので例えば医療事件だと医学的な意見を述べるだとか。

会長 専門家の立場から意見を述べる。

白石委員 そう。普通の証人という和普通の方が聞きしたことを答えるということだけでも、参考人とか鑑定人とかとなるともう少し専門的とか事実だけでなく意見を述べるというか。

会長 審理の中身というかこれはこういうものですよというのが参考人だと思っていたのですがね。

白石委員 補佐人とはちょっと違うかもしれません。

会長 原告あるいは被告から頼まれた鑑定人が彼らに有利な発現をするかということそうとは限らないのですよね。

白石委員 参考人と補佐人は少し違う気がする。補佐人のほうがより本人の代弁者に近いイメージですかね。

会長 通訳のように本人の言っていることをそのまま話しているわけではなく、客観的に自分の聞きしたことを話すことも違う、丁度中間のような立ち居地ですかね。そうすると参考人一般に関する規定があるからといって補佐人に関する規定がなくてもいいということにはならないのではないかという気がするのですが。どちらにしても補佐人に関してはきついと。

白石委員 補佐人は法と定義が同じなのかよくわからないのだけれども一般的には補佐人って成年後見と似ていて、成年後見の場合には完全に代理権を持っていて、補佐人は一部を持っているわけでアドバイザー的な感じで本人に代わって代弁することのような感じがしますけど。

山田委員 参考人は客観的などちらにも偏らない、補佐人は片方の見方なのだけれども参考人は付添いって書いてありますよね。これが参考人は付き添わせないっていうのがあるからそうすると付添いって補佐人の方にくっついてくることになるからどっちに理解するのかっていうのは難しいよね。

青木主任主事 審査会規則では参考人等の付添いと。

白石委員 少年事件だと弁護人の代わりに少年の代弁者として付添人という言葉を使うから、付添いという言葉も本人に近い。いちいち定義はしていないものね。まあわからないとすれば残していてもいいのではないかと。

会長 補佐人と参考人の区別もつきにくいものですから、それも含めて十把一絡げで規則で書いてあるからいいんだということはそれはそれでいいと思うのですよ。ただ参考人等が発言しようとする内容というものあらかじめ示せという条文があるものですから、参考人等が発言しようとする内容というものと本人が発言しようとする内容というものが書かれてきたときということですよ。1, 2, 3, 4というのは補佐人とか参考人とかが独自で発言することがあるということを前提にしているはずだと思うのです。

白石委員 まあよく分からないのだけど、分からないのであれば残しておけばと。

会長 拘りません。あってもなくてもどちらでも。なくても運用はできるということ。

山口副主幹 規則の参考人等は参考人と補佐人。

会長 両方含むという理解で。

山口副主幹 であれば当然残る。むしろ規則を補佐人等と書いたほうが良かったのかもしれないね。もちろん参考人を含むというほうが言いやすいですよ。

白石委員 参考人と補佐人というのもよくわからないよね。

鬼形委員 私が過去にやった事例で補佐人や補助人とは本人にうまく伝える能力が無い場合に使う言葉で参考人というのは客観的な専門的なものではないかと私は思っていましたけど。

白石委員 そうなのですよ。

山口副主幹 そういう意味でも参考人等ではなくて補佐人等なのかもしれません。若しくは及びで繋いで両方書くか。手続き的には申出があつて書面で出して書くことはできます。

白石委員 運用でできるということであれば別に構わないけど。

会長 法は参考人とは出てこないですよ。

青木主任主事 いえ法にも出てきます。

会長 いや審理員の関与のところに出てきますか。例えば審理員は参考人の申出があつた場合には見たいな規定ですが。

山口副主幹 参考人からは無いです。

会長 ですよ。例えば行政不服審査法である処分があつてそれに対して不服申立があつて、その人がこういう先生を参考人として呼びたいと言ったらどういう手続きになりますか。

青木主任主事 口頭意見陳述の申立をしたうえで。

会長 それは本人からですか。

青木主任主事 不服申立人。

会長 ということは代理人に近いわけですよ。依頼者で私は支援者で人数もたくさん要するというケースでは参加人という形になるのではないのでしょうか。そうするとその時に参加人、補佐人の陳述を認めるかは審理員の判断ですよ。

山口副主幹 そうですね。条文上「職権で」とあります。

会長 ですよ。こっちの審査会のほうはその人が出てきたときにはそのとおりだということになりますよね。

白石委員 証人を求めるのであればいいのでしょうか。後必要とするかしないかは審査する側が却下するか、じゃあ聞いてみましょうとするか、普通そうなりますよね。鬼形先生仰るように参考人と補佐人はやっぱり違いますよね。

会長 補佐人の場合であれば認めざるを得ない範囲が広いと思うのですよね。

白石委員 付き添いを求めることができるというのはちょっと言葉が足りなくて、本当は同行した証人を連れてくることができるというような意味合いでしょうか。強制的な証人尋問はしないという意味で使っているのでしょうか。本人が連れてくる参考人なら不要って。

会長 そうですね。

白石委員 審査会から呼び出したりはしないという意味で使ったのだと思います。

山口副主幹 やはり規則の第5条で補佐人を含むのだとすると参考人と分けて条文を作らないと付き添いだといってしまうと補佐人だし、参考人であれば付添いではなくて鑑定を求めることができるみたいな方が適切ということですかね。

会長 そうですね。

山口副主幹 申出は同じですけども。規則がそうなれば要領のほうは。

会長 別に要らないね。

山田委員 例えば社長が当事者だとすると、社長は経理のことをよく分かっていない。経理担当が一番よく分かっているのだから、社長の能力の不足を補うということで協力すると補佐人、一番事情を知っている人間なのだとすると参考人となる気がするから。同じ人でも参考人と補佐人とも読めてしまうということだと参考人等という言葉も間違いでは無い気もする。そういう考えも一つありうるということ。

会長 時間もあるので次に。

青木主任主事 対照表の4ページ目、左から3列目の本審査会要領第6条をご覧ください。本条は、当初、本審査会要領を制定した際に、本市の不服申立て件数が、例年数件ということを経験した上で、開示決定等に係る情報の提示要求や資料の提出要求をするかどうかの判断をするために、本審査会を開催するというところで

は、簡易迅速な手続という観点からいかなものかということで規定したものでございますが、簡易迅速という観点を排除しようとするものではございませんが、本審査会の運用で対応しようとする内容の改正要点でございます。

会長 異議なしです。元々の制度そのものが未整備の段階で、全部のことについて決めるということができないという前提で作った条文ですので、

白石委員 5人揃わなければならないことでは無いのではないのでしょうか。

会長 実際には持ち回りで決めるでしょうし、会長一任ということもあるでしょうし、よろしいのではないのでしょうか。

白石委員 先生がどうしても来ることができない場合は、今の条文ですと会長がとなっている部分は会長が若しくは会長が委託させた者とか。

会長 会長が欠けたときといった記載だったときだと思いましたが、審査会規則でしたっけ。

山口副主幹 現行第2条第3項の規定です。「副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。」

会長 この事故あるときですね。

白石委員 病気も含みますか。

会長 含みます。

山口副主幹 定型的に自治法では市長、市議会議長を含め、そのような役職の方についてはほぼほぼそのような規定になっています。表現としては事故があるとき又は会長が欠けたときという意味なんですけど。

会長 忙しくてできないということは無いのですね。

山口副主幹 それはご欠席になるだけですので。そのときもここで読みます。

会長 結構です。ではこれで終わりですか。

山口副主幹 最終的には本日お配りした資料の中でこの新旧対照表で改正の部分をご審議いただき、修正した完成のものをお見せしようと思ったのですが、時間もございますので。

会長 そうしたら審査会で検討した結果を踏まえ、条文を作成しなおして、持ち回りで。

山口副主幹 一点だけ。青木の説明になかった部分の改正ですけれども、新旧表でいきますと2枚目の現行の第5条です。

青木主任主事 第5条につきましては、他の審議会等の会議録、例えば、木更津市情報公開総合推進審議会における会議録については、代表する1名に会議録にサインをいただいておりますので、審議会に合わせて会長1名に今回改めさせていただければというものでございます。

白石委員 良いのではないのでしょうか。

山口副主幹 本来的には審査会の議論は専門性が高いということもあるのでお二人ということだったのだと思いますから。

会長 鬼形先生はいかがですか。

鬼形委員 会長だけでよろしいのではないのでしょうか。

会長 ではそれは承認いたします。

青木主任主事 そうしましたら後日持ち回りで新旧対照表含めてお伺いいたしますので、よろしく申し上げます。

会長 わかりました。ではその他事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 先生方からは何かありますか。それでは、特にないようですので以上を持ちまして平成28年度第2回木更津市情報公開・個人情報保護審査会を終了させていただきます。長時間にわたりご苦労様でした。

全委員 ありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。

上記会議録を証するため下記署名する。

平成28年5月30日

木更津市情報公開・個人情報保護審査会会長 清水幸雄